

基本目標3 信頼される学校づくりの推進

1 学校マネジメント改革の推進

①スクールプランの達成と教職員評価システムの構築

スクールプランは、授業をはじめとする教育活動の目標や内容等を具体的にあらわした、学校の全体計画です。「信頼される学校づくり」や「開かれた学校づくり」のためには、プランに基づく取組みの成果を評価し、保護者や地域に公表する必要があります。

県内の公立小・中学校や県立学校で作成しているスクールプランの達成のためには、教職員一人ひとりが自分の職務とスクールプランの関係を明らかにし、職務に対する意欲を高め、資質・能力の向上を図るとともに、学校としての組織力を高める必要があります。

このため、学校組織の活性化を図る教職員評価システムを活用して、信頼される学校づくりを推進します。

○スクールプランの充実

スクールプランに基づいて各学校が行う教育活動については、学校の自己評価や、保護者や地域からの意見に基づいて検証し、必要に応じてプランの見直し等改善に努めます。

○教職員評価システムによる活力ある学校づくり

目標管理と業績評価の2本柱による教職員評価システムを導入し、評価者である校長や教頭が行う面談等を充実させることによって、教職員一人ひとりの意欲や資質能力を向上させ、組織の活性化につなげます。

○教職員がやりがいを持って児童生徒と向き合える環境づくり

教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、教職員の多忙解消を進めることが必要です。情報通信技術を活用した校務支援システムの導入・充実により、教職員間の情報の共有化を進め、きめ細かな指導と教員の校務の負担軽減を図ります。

また、学校への調査・照会文書の削減をはじめ、学校事務の共同処理化やアウトソーシングの検討などに、県・市町の教育委員会と学校が一体となって取り組みます。

○教職員の心身の健康保持

教職員が心身の健康とゆとりを持って子どもたちと向き合えるよう、健康管理とともに、メンタルヘルス面での総合的・体系的な対策を進めます。

②部活動改革の推進

中学校や高等学校の新学習指導要領には、部活動の意義や教育課程との関連などが記載されています。部活動は豊かな学校生活を送る上で有用であり、特に、運動部の活動は体力の向上や健康の増進においても極めて効果的です。

しかし、少子化等により学校が小規模化し、ここ数年、中学校で5～6部、高校で12～15部が廃部を余儀なくされています。また、部として存続していても、部員不足のためチーム編成がままならないケースや、指導者の実技指導力不足のため生徒に十分な指導ができないケースもあります。

このため、部活動のあり方を抜本的に見直し、活性化させる必要があります。

○運動部活動ガイドラインの策定

競技力向上等、部活動の役割を明確にするとともに、外部指導者の活用や、部活動の危機管理等についてガイドラインを策定します。

○「拠点校方式」の導入

少子化や指導者の高齢化により運動部が廃止された場合や、進学先の学校に希望する競技種目の運動部がない場合等にも、生徒の希望どおりに運動部に所属できるように、「拠点校方式」の導入や地域指導者の積極的な活用、複数校での合同部活動を奨励します。

○運動部活動と総合型地域スポーツクラブとの連携促進

学校では限られた運動部にしか参加できない生徒たちの受け皿として、総合型地域スポーツクラブの設置や運営を支援します。

また、学校部活動や地域のスポーツクラブ等との間において、学校内や地域の体育施設での共同利用や指導者の相互交流を進めます。

○地域における文化部活動の発表の支援

文化施設をはじめ、地域の行事・イベント等の場で、日ごろの部活動の成果を発表する活動を支援します。

③学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

本県では、すべての小・中学校を「福井型コミュニティスクール」として、地域の教育力を活かした学校活動の運営や、家庭・地域と学校との連携を強化する基盤を整えました。「地域・学校協議会」を核として、学校運営の基本方針や学校ボランティアの運営、子どもたちの安全対策、あいさつ運動等地域での行事や活動への参加が進められています。

しかし、地域の行事に参加する子どもや学校活動に参加する保護者が限られてきており、また、見守り隊活動など学校ボランティアを拡大することも課題となっています。

さらに、子どもたちが郷土愛を持ち、地域の一員としてふるさとに貢献しようとする心を育てるためにも、「福井型コミュニティスクール」の充実を図る必要があります。

○コミュニティスクールの機能向上

県内すべての小・中学校に設置されている「地域・学校協議会」を核として、子どもたちの地域の行事や活動への参加を促進するとともに、学校ボランティアや学校開放などのコーディネート機能を高めます。

○中学校区内での総合的な学校応援体制の整備

中学校区内の小・中学校の「地域・学校協議会」のネットワークづくりを進め、小中連携を進めます。

また、学校ボランティアの充実など、地域全体で義務教育 9 年間を見通した学校サポート体制を構築します。

○オープンネットワーク教育の推進

学校単位に行われてきた教育活動の枠を一步踏み出し、学校同士、学校と地域社会、学校と企業・大学などとのネットワークを築き、「外」の知見を最大限に活かす「オープンネットワーク教育」を推進し、挑戦力を持つ人材を育成します。

○家庭等への情報発信の推進

学校ウェブサイトやメール等による家庭・地域住民への情報発信を推進します。また、その一方で、個人情報の漏えい防止をはじめ、情報セキュリティの徹底に努めます。

④小規模校での教育の振興

本県において児童生徒数が 100 人未満の学校は、小学校では 67 校(全 202 校のうちの約 3 分の 1)、中学校では 17 校(全 74 校のうちの 4 分の 1)あります。

小規模校では、子どもたち一人ひとりに目を行き届かせ、個性や能力を伸ばす、きめ細かな教育が実践しやすいというプラスの面がありますが、その反面、「クラス替え」がないため子どもたちの人間関係が固定されるとともに、グループ活動ができない、話し合いの能力が身につけられないなどの課題があります。

このような小規模の学校に通う子どもたちにおいても、多くの仲間と切磋琢磨しながら、学ぶ意欲や学力を高められるような環境づくりが必要です。

○学校間・学校種間のネットワークの強化

複数の学校間でカリキュラムを工夫しながら、合同授業や合唱等の集団活動を行うとともに、近隣校との学校行事の合同開催や部活動の合同練習等、学校間の連携の強化に努めます。

○少人数学習集団の特長を活かした授業方法等の研究や研修の充実

複式教育指導員の派遣や教員研修の充実により、複式学級等少人数学習集団の特長を引き出せる授業方法等の研究・実践を進めます。

⑤小・中学校の統廃合への適切な対応

公立小・中学校の適正規模については、学校教育法施行規則に「12 学級以上、18 学級以下を標準とする」との基準が示されています。

本県の小・中学校をみると、標準規模に満たない学校は、小学校が 141 校(69.5%)、中学校が 39 校(51.3%)あります。

さらに、「すべての学年でクラス替えができない規模(1 学年 1 学級)」の学校も、小学校が 104 校(51.2%)、中学校が 16 校(21.1%)あり、少子化の進行によりさらに小規模化が進めば、子どもたちの教育環境や教育条件に大きな格差が生じるおそれがあります。

今後、子どもたちに最適な教育環境を提供するため、学校の適正規模や統廃合について、保護者や地域住民と合意形成を図る必要があります。

○小・中学校の統廃合のための支援策の充実

小・中学校の望ましい規模は、小学校は「クラス替え可能な規模」、中学校は「クラス替えが可能で、すべての教科の担任を配置できる規模」と考えられますが、統廃合については、市町において地域の実情を考慮しながら十分検討する必要があります。

統廃合の妨げになると考えられる、学校間の履修状況の違いや通学の遠距離化などの問題を解消するため、教職員の加配等による学習や生活への支援の充実、スクールバス購入のための助成など、統廃合を進めやすくするための支援策を講じます。

○空き校舎活用への支援

小・中学校の空き校舎が、統廃合後も地域のシンボルとして有効に活用されるよう、活用事例等の紹介やホームページでの公募など市町を支援します。

2 安全・安心な学校づくり

①学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒の学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難場所として重要な役割を果たしています。今年 3 月の東日本大震災においても、学校が地域コミュニティを支えるものだということが再認識されました。

平成 23 年 4 月 1 日現在での本県の公立学校の耐震化率は、小・中学校が 78.4%、高等学校が 81.2%であり、特別支援学校については、平成 22 年度末に耐震化が完了しました。

今後とも、未耐震の学校施設について、計画的に耐震化を図る必要があります。

公立学校の耐震化の状況（平成 23 年 4 月 1 日）

| 区分 | 全棟数 | 耐震済棟数 | 未耐震棟数 | 耐震化率 |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 小・中学校 | 1,163 | 912 | 251 | 78.4% |
| 高等学校 | 314 | 255 | 59 | 81.2% |
| 特別支援学校 | 62 | 62 | 0 | 100.0% |

○学校施設の耐震化の優先実施

県立学校施設については、平成 27 年度までに耐震化を完了するよう、計画的に耐震化を進めます。

小・中学校施設についても、国の補助制度を活用して、できる限り早期に耐震化を完了するよう、設置者である市町に対して積極的に働きかけます。

また、耐震化に合わせて、防災機能の強化や太陽光発電など環境に配慮した学校施設整備を進めます。

②安全対策の充実

学校は、子どもたちが健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として、安全で安心な環境が確保される必要があります。しかしながら、子どもが巻き込まれる事件・事故が依然後を絶たず、通学路を含めた子どもの安全を確保することが大きな課題となっています。

本県では、すべての公立学校で危機管理マニュアルを作成し、防犯訓練等を実施しています。

また、登下校時の安全管理については、全小学校区において、地域の高齢者等約 4 万 8 千人による登下校時の見守り活動のほか、青色回転灯を備えた自動車での巡回を行っています。

これからも、これらの活動を継続するとともに、子どもたちが自分自身の安全を守る危険予知・回避能力を身につけることが求められています。

また、平成 21 年 4 月に施行された学校保健安全法で、すべての学校に「学校安全計画」の策定が義務付けられており、各学校では、計画に基づき、危機管理体制の整備や危機対応についての教職員の資質向上を進める必要があります。

○学校安全体制の整備

各学校が「学校安全計画」を策定し、これに基づく学校施設・設備の安全点検や教職員の研修を行うとともに、子どもの危機全般に対応する「危機管理マニュアル」を見直し、学校の危機管理体制を強化します。

○安全教育の充実

子どもたち自らが作る「安全マップ」や避難訓練等を通して、子どもたちの危険予知・回避能力を育成します。

また、交通安全教室等の開催により、安全意識や交通マナーの向上を図ります。

○防災教育の推進

全公立小・中・高等学校等において、過去の震災からの貴重な教訓を児童生徒に伝え、災害対応マニュアルを活用し、地域と連携したより実践的な防災訓練を実施します。

○地域の防犯団体等との連携の促進

地域の防犯団体や保護者、事業所と協力し、見守り活動等を充実します。

○安全で明るい通学路の整備

小・中・高等学校等の児童生徒の下校時の安全を確保するため、通学路の防犯灯整備を進めます。

3 県立高等学校の再編整備と魅力ある学校づくり

① 県立高等学校の再編整備と魅力ある学校づくり

少子化の影響により、平成 22 年 3 月の中学校卒業生数がピーク時(平成元年 3 月)の 6 割程度にまで減少し、さらに平成 37 年には半数になるなど、県立高等学校の小規模化が予想されます。

このため、すべての県立高等学校において、生徒が互いに切磋琢磨しながら成長できる環境を整える必要があります。また、科学技術の進展や産業構造の変化に伴い、社会が求める知識・技能は日々進んでおり、こうした流れに的確に対応するため、より高度で実践的な専門教育が必要となっています。

こうした中で、県では、平成 20 年 10 月の県高等学校教育問題協議会の答申に基づき県立高等学校の再編整備を進め、平成 23 年 4 月には、奥越地区において、本県初の総合産業高校となる「奥越明成高校」を開校しました。

これからも、再編整備に当たっては地域住民と意見交換を行いながら、これからの子どもたちのことを第一に考えて進めていきます。

県内の中学校卒業生数 ※ () 内は 元年 3 月卒業生数との比較

| 平成元年3月卒業生 | 平成22年3月卒業生 | 平成37年3月卒業生 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 13,483 人 | 8,521 人(▲36.8%) | 6,814 人(▲49.5%) |

○学校再編による教育環境の充実

再編統合により適正な学校規模(1 学年当たり 4~8 学級)を確保し、学習活動や部活動等での教育効果を高めるとともに、教員の適正な確保と資質向上、施設・設備の充実に努めます。

○普通科系高等学校における進学指導の向上

普通科単独校化をはじめ、公立教育パイロット校やチャレンジ科の設置等、生徒の希望の実現を支援する体制づくりを検討します。あわせて、各高等学校では、進路希望に応じたコースの設置や習熟度別クラス編成等によるきめ細かな学習指導を行います。

また、高校生学力向上推進委員会の分析等に基づき、習熟度に応じた指導方法や教材の開発、進路希望に応じた特別指導の強化等、独自の学力向上策を進めます。

○魅力ある職業教育の推進

観光や環境・エネルギー、食育など、地域の特性に基づく特色ある学科やカリキュラムを編成し、社会のニーズに沿った職業教育を展開します。

大学や地元産業界との連携による実践的な職業教育を推進し、最先端技術に触れる講習会や体験学習をいくつかの高等学校が合同で開催し、専門教育の充実に図ります。

また、総合選択制の導入により、専門系大学等への進学を希望する生徒のニーズに応えるカリキュラムを実施します。

4 私学教育の振興と支援の充実

①特色ある私学教育の振興

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針により、特色ある教育活動を行っており、公立学校とともに本県の公教育の一翼を担っています。

学力を伸ばす教育のほかにも、豊かな人間教育・人格教育や生徒の個性を伸ばす芸術・スポーツ教育、夢の実現に向けたキャリア教育、現代社会に即した女子教育など、公立学校にはない多様なコースや教育プログラムの下で、きめ細かな指導が行われています。

一方、少子化の進行による生徒数の減少等により、定員の確保が大きな課題となっています。公立高等学校の授業料無償化に合わせて、私立高等学校等の生徒を対象に就学支援制度が創設されましたが、さらに、所得に応じた授業料減免を県の助成を受けて行っており、保護者の負担のさらなる軽減が図られています。

私立学校が、社会の変化や県民のニーズに合わせた、魅力ある学校づくりを進めるためにも、総合的な支援が引き続き必要です。

○魅力ある学校づくりや特色ある教育活動等への支援

特色ある学科やコースの設定、全国で活躍するスポーツ・文化活動の推進など、魅力ある学校づくりの取組みを支援します。

○保護者の負担の軽減

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校が行う授業料減免等に対して支援します。

○教育環境の充実

安全安心な教育環境の実現のため、老朽化した学校施設の耐震化や改築を支援します。

○公私共通の諸課題への対応

学力・体力の向上や不登校対策、就職支援策などの諸課題への対応について、公・私立学校間の連携をさらに強化します。

○私立学校における経営の健全性の確保

私学教育の教育条件の維持向上を図り、学校経営の健全性が高まるよう、教員の人件費等経常的経費等を支援します。